

## 大山崎町入札監視委員会運営要綱の改正を求める決議

大山崎町は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 12 年法律 127 号）に基づき、入札及び契約の適正化に取り組むことを目的として、大山崎町入札監視委員会条例(平成 27 年条例第 7 号)の規定により、大山崎町入札監視委員会を設置し、当該委員会の運営に関し、必要な事項を定めるものとして、「大山崎町入札監視委員会運営要綱」を運営してきたが、入札及び契約の公正性・透明性の監視や苦情の適切な処理のための手順について改善する必要があるものとして、公共調達に求められる社会的要請に応えていく必要から改正を求めるものとする。

以上、決議する。

平成 31 年 3 月 22 日

大山崎町議会

平成 27 年 11 月 24 日

平成 31 年 3 月 日改正

告示第 68 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、大山崎町入札監視委員会条例(平成 27 年条例第 7 号。以下「条例」という。)第 9 条の規定により、大山崎町入札監視委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 建設会社の顧問等特定の建設会社と密接な関係のある者、建設会社の社員であった者及び大山崎町職員であった者は委員となることができない。

- 2 任期中に特定の建設会社と密接な関係のある者となる場合には、速やかに委員を辞職しなければならない。
- 3 委員の名前及び職業は、公表するものとする。

(委員長の任期)

第 3 条 委員長の任期は、委員の任期とする。ただし、再選を妨げない。

(会議)

第 4 条 条例第 2 条第 1 号及び第 2 号の事務に係る会議(以下「定例会」という。)は、原則として、6 か月に 1 回開催するものとする。

- 2 条例第 2 条第 3 号及び第 4 号の事務に係る会議は、必要に応じて 申立て後、遅滞なく開催するものとする。
- 3 会議の議事の概要は、これを公表するものとする。

(定例会議提出資料)

第 5 条 委員会は、条例第 2 条第 1 号に規定する事項の報告を受け、また、第 2 号に規定する事項を審議するに当たっては、町から次に掲げる資料を提出させるものとする。

- (1) 町が発注した建設工事(以下「工事」という。)の一覧表(予定価格が 130 万円を超えないものを除く。以下「発注工事一覧表」という。)の作成として、当該会議以前の会議で提出した資料に記載した項目以降から会議を開催する日が属する月の 3 月前の月の末日までに契約を締結した工事とする。
- (2) 町が行った指名停止措置の運用状況一覧表の作成として、当該会議以前の会議で提出した資料に記載した項目以降から会議を開催する日が属する月の 3 月前の月の末日までに行った指名停止措置とする。

(3) 町が行った工事の入札及び契約過程に係る再苦情処理の運用状況表の作成として、当該会議以前の会議で提出した資料に記載した項目以降から会議を開催する日が属する月の3月前の月の末日までに行った再苦情処理とする。

(4) その他委員会が必要と認める入札及び契約手続に関する運用状況資料

2 前項第1号の発注工事一覧表は、契約方式、工事名、工事種別、予定価格、最低制限価格、入札参加者数、契約金額、契約の相手方及び担当課を記載するものとする。

(持回り会議)

第6条 緊急やむを得ない事情があり、会議が開催できない場合は、委員長は、審議事項の持ち回りによる合議をもって会議に替えることができるものとする。

(再苦情の審議)

第7条 条例第2条第3号に規定する再苦情の申し立ての審議については、次に掲げる事項とする。

(1) 入札において、参加資格を認められなかったこと。

(2) 入札において、指名されなかったこと。

(3) 指名停止措置について不服があること。

(4) 随意契約の相手方と決定されなかったこと。

(5) その他、入札参加資格の設定、入札参加者の指名及び落札者の決定等の経緯並びに随意契約について

疑義が生じたもの。

2 委員会は、前項の審議を行ったときは、意見書を作成し、その結果を町長に報告するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 初回の審議においては、第5条第1項中「当該会議以前の会議で提出した資料に記載した案件以降から会議を開催する日が属する月の3月前の月の末日までの期間」とあるのは、「平成27年4月1日以降から会議を開催する日が属する月の3月前の月の末日までの期間」と読み替えるものとする。